



学校いじめ防止基本方針

令和7年9月

三好市立王地小学校

1 いじめの防止に関する本校の考え方

(1) 基本的な考え方

本校では、教育活動全体を通じて、すべての児童に「いじめは決して許されない」という理解を深めることを大切にしている。その上で、児童が豊かな情操や道徳心を育み、自分と他者の存在を等しく認め合い、互いの人格を尊重しながら心の通う人間関係を築く力の基礎を養うことを目指している。

また、いじめはどの子どもにも起こり得るものであり、誰もが被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、児童の尊厳を守るために、全ての教職員が未然防止に取り組む。さらに、ささいな兆候であっても「いじめではないか」と疑い、早い段階から複数の教職員が協力して的確に対応する。決していじめを隠したり軽視したりせず、積極的に認知していく姿勢を大切にする。

加えて、いじめを発見したり通報を受けたりした場合には、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的に対応する。そして、被害児童を守り抜くとともに、教育的配慮を踏まえながら毅然とした態度で加害児童を指導する。

さらに、子供たちが安心して悩みや相談を打ち明けられるよう、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を整えることも重要である。より多くの大人が児童の声を受け止められる環境を築くことで、いじめの早期発見と解決につなげていく。

そして、いじめを行う児童に対して必要な教育的指導を行っても効果が十分に得られない場合には、関係機関（三好警察署、西部女性子ども相談センター、青少年育成センター）と適切に連携する。その際、平素から学校と関係機関の担当者が情報を共有できる体制を構築し、迅速かつ適切な対応を可能にする。情報共有体制を構築する。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義する。（いじめ防止対策推進法）

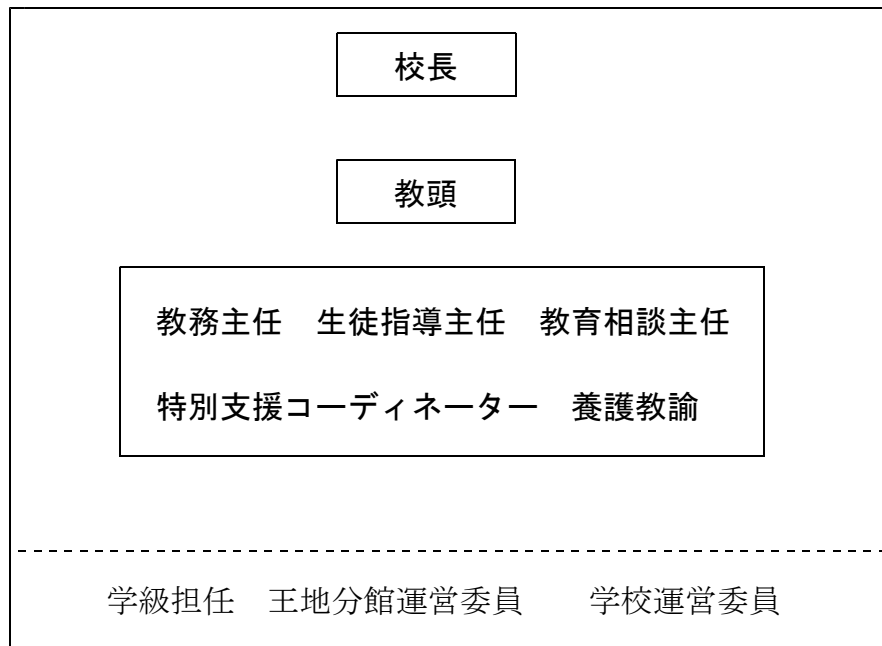
※ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒 や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係をさす。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

いじめには多様な態様があり、いじめられていても、本人がそれを否定する場合もある。したがって、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある、「心身の苦痛を感じているもの」といったように要件を限定して解釈することのないよう努めなければならない。

2 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織図（学校いじめ防止対策委員会）



※管理職、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、特別支援コーディネーター、養護教諭で原則運営し、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の助言を得る。

(2) 組織の役割

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ② 児童・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり、報告を受ける。
- ③ いじめの疑いに係る情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ④ 緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者の連携を行う。

3 教育相談体制

- (1) 教員と児童及び保護者、さらには児童間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- (2) 児童の個人情報に配慮するとともに、教員に相談すれば、秘密の厳守はもとより、教員は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に努める。
- (3) 1人1台端末を用いて、定期的なアンケート「きみのことおしえてアンケート」の実施、教育相談週間や相談日等を設定するなど、児童はもとより、保護者も気軽に相談できる体制を整備し、保護者からの相談を直接受け止められるようにする。
- (4) 相談の内容によっては指導を継続し、必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図る。
- (5) 児童や保護者に対して、広く教育相談が利用されるよう、学校の内外を問わず多様な相談窓口について広報・周知に努める。

4 いじめの未然防止のための取組

(1) 教育・指導場面

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する。いじめをしない、許さない学校の風土をつくる。
- ② 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ③ 全ての児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。
- ④ 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
- ⑤ ストレスを感じた場合、それを他人にぶつけるのではなく、運動や読書などで発散したり、誰かに相談したりするなどストレスに適切に対処できる力を育む。
- ⑥ 学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。また自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
- ⑦ 学級活動や道徳の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であることを毅然と指導する。
- ⑧ インターネット上に他人を誹謗・中傷する情報を発信することは「いじめ」であり、決して許される行為ではないことを児童に徹底するとともに、インターネットを通じて送信される情報の特性に関する学習や情報モラル教育について学校全体で取り組む。事案によっては、刑法上、民事上処罰を受ける可能性があると言うことも指導する。
- ⑨ 「いじめ防止委員会」を設置し、児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組が促進されるよう適切な指導や助言を行う。
- ⑩ 児童の言葉や態度及び遊び等に注意を払い、不適切な場合は指導する。
- ⑪ 教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払う。
- ⑫ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

(2) 家庭・地域社会との連携

- ① 学校いじめ防止基本方針や指導計画を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- ② 家庭や地域社会と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・児童相談所との円滑な連携や情報の共有を図る。
- ③ P T Aや地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。

5 早期発見・早期対応の在り方

- (1) 各学期の始業式及び入学式等において、すべての児童や保護者に対して、いじめを許さない学校の取組や、いじめられている児童を全力で守りぬくことを明らかにし、児童や保護者が学校を信頼し、安心していじめ等の相談をできるよう働きかける。
- (2) 「いじめ発見のための観察ポイント（教員用）」等を使用しつつ、日常的にいじめの発見に努め、児童が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応する。
- (3) 全児童を対象としたいじめ発見のための一人一台端末を用いた「きみのことおしえてアンケート」を毎月を実施することに加え、「個別面談」、「日記や連絡帳」の記述等から、児童の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握し、いじめの認知については、「学校いじめ防止対策委員会」において組織的に判断する。
- (4) いじめの把握にあたっては、教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター等、学校内の専門家との連携に努める。
特に、けが等にも留意し、背景にいじめがないか確認する。
- (5) 児童に絶えず声かけを行い、児童が日常使っている言葉や態度、遊び等に注意を払うとともに、気付いたことについて教職員の情報交換を密に行う。
- (6) 児童が欠席や遅刻をしたり、けがをしていたりした場合は、必ずその理由を確認し、保護者と連絡を取る。
- (7) いじめについて訴えや情報があった時は、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査し、いじめを認知した場合は、速やかに市町村教育委員会に報告し、適切な連携を図る。
- (8) 保護者に対して、「いじめ発見のための観察ポイント（保護者用）」を配布するなど、いじめ問題への関心をもってもらい、保護者からの情報提供を促す。

6 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめの訴えや情報及び兆候等があった時は、管理職の指示のもと、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。
- ② 「学校いじめ防止対策委員会」において、速やかに関係児童等から事情を聴取するなど必要な調査を実施するとともに、認知したいじめへの対応方針を決定する。（事情聴取をするときには、必ず複数人で対応する。）
- ③ 職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。
- ④ いじめられた児童、いじめた児童への具体的な支援や指導について、教職員一人一人の役割分担を明確化し、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図る。

(2) いじめられた児童、保護者への支援

- ① いじめられた児童を徹底して全力で守りぬく。
- ② いじめられた児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- ③ 「あなたを守る」ということを伝え、安心感を与えるようにする。じっどうの個人情報の取り扱いなど、プライバシーには十分留意する。
- ④ 複数人による家庭訪問を行う。
- ⑤ 本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。
- ⑥ 本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。
- ⑦ スクールカウンセラーの活用等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。

(3) いじめた児童への指導と保護者への助言

- ① 毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。
- ② いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて別教室等での学習を行わせる。
- ③ いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。
- ④ 複数人で家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。
- ⑤ 当該児童の個人情報の取り扱いなど、プライバシーに十分留意する。

(4) 他の児童への指導

- ① 新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。
- ② 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を徹底させる。
- ③ 児童自身の主体的な参画によるいじめの問題への取組促進などにより、いじめを許さない学校づくりを進める。

(5) 教育委員会等への報告と連携

- ① いじめを認知した場合は、学校長が速やかに市町村教育委員会に報告し、適切な連携を図るとともに、いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて出席停止措置の適用を要請する。
- ② 事案によっては、県教育委員会と連携し、阿波っ子スクールサポートチームや学校問題解決支援チーム、スクールカウンセラーの派遣を要請し、外部専門家の力を借りて対応する。

(6) 関係機関への相談・通報

- ① 恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。
- ② 生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
- ③ ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。

7 校内研修

全ての教職員の共通認識を図るため、定期的に児童理解やいじめについての生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

8 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるとき、事実確認の結果を直ちに市町村教育委員会に報告するとともに、市町村教育委員会と連携して対処する。

【不登校と思われる事案が発生】

(1) 担任が家庭と連絡を取り、事情を聞く。

※ 訪問する場合はできるだけ2名で

(2) いじめによる不登校と判断された場合

① 本人、保護者、関係児童より事情を聞く。

② 管理職、担任（生徒指導主任、スクールカウンセラー）で解決方針を決定する。

③ 市教委へ報告する。

④ 被害児童及び保護者、加害児童及び保護者と今後の取り組みについて個別に相談、指導、助言を行う。

⑤ 当該学級への対処（事情の説明、受け入れ体制等）

⑥ この間、担任（スクールカウンセラー）は不登校児童の家庭と定期的に連絡を取りながら、児童の登校を待つ。（登校の無理強いをしない。）

⑦ 登校してきたら、全教職員で経過を観察し、気づいたことがあれば共通理解し、適宜指導・助言をする。

(3) いじめによる不登校が解消した状態

- ・ 少なくとも3ヶ月間は病気以外の欠席や遅刻・早退がない。
- ・ 同じく3ヶ月後に当該児童と面談し、心身の苦痛がないと確認された。

【いじめにより児童がけがをした】

(1) 保護者に連絡を取り、児童を病院へ搬送（けがの程度による）する。

(2) 被害児童と加害児童別々に事情を聞く。

(3) いじめによるけがと判断された場合

① 被害児童及び保護者に事情を聞く。

② 加害児童及び保護者に事情を聞く。

③ 管理職、担任（生徒指導主任、スクールカウンセラー）で解決方針

を決定する。

④ 市教委へ報告する。

⑤ 加害児童に指導・助言を継続しながら観察を続ける。場合により保護者にも協力を求める。

⑥ 担任（スクールカウンセラー）は被害児童の心のケアに努める。

⑦ 当該学級の児童への対処（事情の説明、今後について）

（４）いじめが解消した状態

- ・ 少なくとも３ヶ月間はいじめがない。

- ・ 同じく３ヶ月後に当該児童と面談し、心身の苦痛がないと確認された。

【いじめにより金銭または物品を要求された（取られた）】

（１）被害児童と加害児童別々に事情を聞く。

（２）いじめであると判断された場合

① 被害児童及び保護者に事情を聞く。

② 加害児童及び保護者に事情を聞く。

③ 管理職、担任（生徒指導主任、スクールカウンセラー）で解決方針を決定する。

④ 市教委へ報告する。

⑤ 加害児童に指導・助言を継続しながら観察を続ける。場合により保護者にも協力を求める。

⑥ 担任（スクールカウンセラー）は被害児童の心のケアに努める。

⑦ 当該学級の児童への指導

（４）いじめが解消した状態

- ・ 少なくとも３ヶ月間はいじめがない。

- ・ 同じく３ヶ月後に当該児童と面談し、心身の苦痛がないと確認された。

9 取組の評価

（１）いじめ問題への取組等について、学校評価の項目に加え、自校の取組を評価する。

（２）PDCAサイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取組評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。

（３）期待するような指標等の改善が見られなかったような場合には、その原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。

10 年間計画

	「いじめの防止等の対策のための組織」・校内研修等	1 年	2 年	3 年
4 月	学校基本方針の説明、指導体制や指導計画の公表・周知	入学式 あいさつ運動 授業参観・PTA 総会 家庭訪問 縦割り班活動	入学式 あいさつ運動 授業参観・PTA 総会 家庭訪問 縦割り班活動	入学式 あいさつ運動 授業参観・PTA 総会 家庭訪問 縦割り班活動
5 月	問題行動の共通理解	交通安全教室 読書活動開始 遠足 ゴミO活動 縦割り班活動	交通安全教室 読書活動開始 遠足 1年生との交流 ゴミO活動 縦割り班活動	交通安全教室 読書活動開始 遠足 ゴミO活動 縦割り班活動
6 月	いじめに関する校内研修	人権ポスター ふれあい参観 縦割り班活動 自然体験活動	人権ポスター ふれあい参観 縦割り班活動 自然体験活動	人権ポスター ふれあい参観 縦割り班活動 自然体験活動
7 月		人権標語 水泳学習 校外補導 個人懇談 縦割り班活動	人権標語 水泳学習 校外補導 個人懇談 縦割り班活動 生活科(やさいパーティー)	人権標語 水泳学習 校外補導 個人懇談 縦割り班活動
8 月	1 学期取組点検評価・改善 取組の成果等の情報発信と保護者啓発	校外補導 愛校奉仕活動	校外補導 愛校奉仕活動	校外補導 愛校奉仕活動
9 月		縦割り班活動	縦割り班活動	縦割り班活動
10 月		運動会 縦割り班活動	運動会 縦割り班活動	運動会 縦割り班活動
11	いじめに関する校内研修	読み聞かせ集会 縦割り班活動	読み聞かせ集会 縦割り班活動	読み聞かせ集会 縦割り班活動

月		参観授業(人権教育)	参観授業(人権教育)	参観授業(人権教育)
12月	2学期取組点検評価・改善	縦割り班活動 個人懇談(希望制)	縦割り班活動 個人懇談(希望制)	縦割り班活動 個人懇談(希望制)
1月		新年の抱負発表会 縦割り班活動 長縄集会	新年の抱負発表会 縦割り班活動 長縄集会	新年の抱負発表会 縦割り班活動 長縄集会
2月	いじめに関する校内研修	6年生を送る会 縦割り班活動 新しい1年生をむかえよう 教育相談	6年生を送る会 縦割り班活動 教育相談	6年生を送る会 縦割り班活動 教育相談
3月	1年間の取組点検評価・改善と次年度の計画	卒業式 縦割り班活動	卒業式 縦割り班活動	卒業式 縦割り班活動

	「いじめの防止等の対策のための組織」・校内研修等	4年	5年	6年
4月	学校基本方針の説明、指導体制や指導計画の公表・周知 校内研修	入学式 あいさつ運動 授業参観・PTA総会 家庭訪問 縦割り班活動	入学式 あいさつ運動 授業参観・PTA総会 家庭訪問 縦割り班活動	入学式 あいさつ運動 授業参観・PTA総会 家庭訪問 縦割り班活動
5月	問題行動の共通理解	読書活動開始 遠足 ゴミO活動 縦割り班活動	読書活動開始 遠足 ゴミO活動 縦割り班活動 宿泊活動	読書活動開始 修学旅行 ゴミO活動 縦割り班活動 修学旅行
6月	いじめに関する校内研修	人権ポスターふれあい参観 縦割り班活動	人権ポスターふれあい参観 縦割り班活動	人権ポスターふれあい参観 縦割り班活動
7月		水泳学習 校外補導 個人懇談 縦割り班活動	水泳学習 校外補導 個人懇談 縦割り班活動	水泳学習 校外補導 個人懇談 縦割り班活動

8月	1 学期取組点検評価・改善 取組の成果等の情報発信と保護者啓発	校外補導 愛校奉仕活動	校外補導 愛校奉仕活動	校外補導 愛校奉仕活動
9月		縦割り班活動	縦割り班活動	縦割り班活動
10月		運動会 縦割り班活動 総合学習 (三村用水見学)	運動会 縦割り班活動	縦割り班活動
11月	いじめに関する校内研修	読み聞かせ集会 縦割り班活動 参観授業(人権教育)	読み聞かせ集会 縦割り班活動 三好長慶祭り 参観授業(人権教育)	読み聞かせ集会 縦割り班活動 三好長慶祭り 参観授業(人権教育)
12月	2 学期取組点検評価・改善	縦割り班活動 個人懇談(希望制)	縦割り班活動 個人懇談(希望制)	縦割り班活動 個人懇談(希望制)
1月		新年の抱負発表会 縦割り班活動 長縄集会	新年の抱負発表会 縦割り班活動 長縄集会	新年の抱負発表会 縦割り班活動 長縄集会
2月	いじめに関する校内研修	6年生を送る会 縦割り班活動 教育相談	6年生を送る会 縦割り班活動 教育相談	6年生を送る会 縦割り班活動 教育相談
3月	1 年間の取組点検評価・改善と次年度の計画	縦割り班活動 卒業式	縦割り班活動 卒業式	縦割り班活動 卒業式

いじめの重大事態対応チェックシート

	調査	対応
発生し学校による情報収集・整理	初動 ☐ 第一報確認(迅速に管理職へ報告) ☐ 学校いじめ対策組織招集(法第22条) * 事案の発生確認、時系列で記録開始 ☐ 児童生徒(被害・加害)からの聴取 ☐ 関係する児童生徒からの聴取 ☐ 日常の指導記録 ☐ 学級・HR日誌 ☐ 保健日誌 ☐ ケガ・金品提供の状況 ☐ 関係機関の情報 ☐ いじめアンケートの再確認 など ☐ 把握した情報・事実関係の整理(時系列) ☐ 学校いじめ対策組織招集(法第22条) * 事案の情報共有、今後の調査・対応 ☐ 職員会議の開催(情報共有・共通理解)	【不登校重大事態の場合】児童生徒の欠席日数が年間30日を目安 ただし、重大事態の可能性がある場合は、上記目安にかかわらず 学校の設置者に報告・相談し情報共有を図る ☐ 被害児童生徒・情報提供児童生徒の保護 ☐ 校内での情報共有、役割分担、今後の対応 ☐ 複数の教職員で対応、丁寧に傾聴 (いつ頃から・誰から・どのような態様・背景事情・人間関係・教職員の対応等) * 状況に応じて家庭訪問 ☐ 保護者(被害・加害)への丁寧な連絡(状況説明) ☐ 状況に応じてSC、SSW、教育支援センター(適応指導教室)、こども女性相談センター、警察等の協力を得て組織的に対応 * 被害児童生徒への心のケア(兄弟姉妹のケアも検討)
重大事態としての調査 (右へ続く)	調査開始 ☐ 重大事態(疑い)の判断 * 学校の設置者と相談し学校が判断 ☐ 学校の設置者へ重大事態発生の報告 * 判断後速やかに * 学校の設置者から地方公共団体の長へ報告 ☐ 調査主体の決定 * 学校の設置者又は学校 ☐ 調査組織の設置(法第28条) ☐ 児童生徒・保護者(被害・加害)への初期対応と今後の調査の説明 * 被害児童生徒・保護者の意向はできるだけ反映 ☐ 児童生徒への質問票等による調査(法第28条) * 子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版) P17、18参照 ☐ 児童生徒(被害・加害)からのアンケート・聴取 (被害児童生徒の保護者からの聴取) ☐ 関係する児童生徒からのアンケート・聴取 ☐ 関係する教職員からのアンケート・聴取 (担任、部活顧問、養護教諭、SC、SSW等)	☐ 情報共有、今後の調査計画 * 重大事態と判断しないときは、根拠となる説明が必要 ☐ 被害児童生徒・情報提供児童生徒の保護 ☐ 【不登校重大事態の場合】 学校の設置者への報告は7日以内が望ましい ☐ 問合せ対応(窓口の一体化) ☐ 調査の目的・目標 ☐ 調査主体 ☐ 調査時期・期間 ☐ 調査事項 ☐ 調査方法 ☐ 調査結果の提供 ☐ 丁寧な保護者対応と説明 【不登校重大事態の場合】 ※「不登校重大事態に係る調査の指針」P5～参照 ☐ 可能な限り速やかに実施 ☐ 公平性・中立性の保持 ☐ 調査対象児童生徒及び保護者への説明 * 被害児童生徒・保護者への情報提供 * 情報提供者である児童生徒を守ることを最優先 ☐ 関係資料の適切な保存(5年間) ☐ 複数の教職員で役割分担、配慮 * 聴取の環境、時間帯、家庭との連携等の配慮

- 事案の内容により対応の順番は前後する ● 【不登校重大事態の場合】に関わる内容は青色で記載
- このリーフレットにおいて、次に掲げる用語の意義は、それぞれ以下に定めるところによる
- (1) 学校の設置者: 県立学校においては「県教育委員会」、市町村立学校においては「各市町村教育委員会」
 (2) 学校: 県立学校及び市町村立学校 (3) 法: いじめ防止対策推進法
 (4) SC: スクールカウンセラー (5) SSW: スクールソーシャルワーカー

いじめの重大事態対応チェックシート

	調査	対応
重大事態としての調査	☐ 学校の設置者との連携(経過報告・相談) ☐ 情報の整理 ☐ 事実の確認 ☐ 情報の分析 ☐ 再発防止策の検討 ☐ 調査報告書の作成	☐ 被害児童生徒・保護者への経過報告 ＊調査中であることを理由に説明を拒まないこと ☐ 量的に十分であるか ＊聴取人数やアンケート回収率 ☐ 質的に十分であるか ＊必要とされる重要な情報の収集 ☐ いじめの事実関係を明確化 ☐ いじめの再発防止・未然防止のために、今後の改善策を検討
	☐ 日常の指導記録 ☐ 学級・HR日誌 ☐ 保健日誌 ☐ ケガ・金品提供の状況 ☐ いじめアンケートの再確認 ☐ メモ・プリント類 ☐ 関係機関の情報 など	
説明・公表	調査結果 ☐ 地方公共団体の長へ調査結果の報告 ＊学校の設置者及び学校は、調査結果及びその後の対応方針について、地方公共団体の長に報告 ＊被害児童生徒・保護者には、報告に所見を添えることができることを予め学校の設置者及び学校が説明 ☐ 被害児童生徒・保護者への調査に係る情報提供及び調査結果説明 ＊調査開始前に説明した方針に沿って説明 ☐ 被害児童生徒・保護者に確認後、加害児童生徒・保護者へ情報提供 ☐ 調査結果の公表 ＊事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して適切に判断 ＊特段の支障がなければ公表が望ましいが、公表しない場合も、再発防止に向けて、他の児童生徒又は保護者に対して説明を行うことを検討 ☐ 調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認 ☐ 報道機関等の外部に公表する場合、他の児童生徒又は保護者等に対して、可能な限り、事前に調査結果を報告 ＊学校の設置者及び学校として、自ら再発防止策とともに調査結果を説明しなければ、事実関係が正確に伝わらず、他の児童生徒又は保護者の間において憶測を生み、学校に対する不信を生む可能性があることに留意 ☐ 調査結果の公表にあたり、個別の情報を開示するか否かについては、各地方公共団体の情報公開条例等に照らして適切に判断	
再発防止	いじめの解消の判断・調査や対応についての検証	
	★いじめの解消 ☐ いじめに係る行為が止んでいること：少なくとも3か月間を目安 ☐ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと：継続的な面談等の実施 ★学校復帰支援や学習支援 ☐ 被害児童生徒への支援、経過観察⇒事情や心情を聴取し、状況に応じた継続的なケア ＊学校の組織的対応、教育相談体制の充実、SC、SSW等の専門家や教育支援センター(適応指導教室)の活用 ☐ 加害児童生徒の指導、経過観察⇒いじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成 ★いじめの未然防止、早期発見、対処等の検証により再発防止に努める ☐ 「学校いじめ防止基本方針」の点検・見直し ☐ 教職員のいじめの正確な認知と共通理解の推進	
重大事態の調査は、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的であり、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではない。 (いじめの防止等のための基本的な方針 改定版)		